

議員提出議案第1号

逗子市議会委員会条例の一部を改正する条例

逗子市議会委員会条例（昭和40年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、改正後の第20条の規定は適用せず、改正前の第20条の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、地方自治法が改正されたことに伴い、改正の要あるため提案するもの。